

## 座間市における自治会への加入促進活動に関する協定書

公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会相模南支部及び公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部相模原支部（以下「不動産協会を構成する団体」という。）並びに座間市自治会総連合会（以下「市自連」という。）並びに座間市（以下「市」という。）は、相互に連携、協力し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、地域においてより安心して住みよい活力あるまちづくりを目指すため、不動産協会を構成する団体、市自連及び市が連携し、座間市における自治会への加入促進活動に関して、相互に協力し、地域のつながりを強化することを目的とする。

### (協定事項)

第2条 市自連は、自治会への加入促進活動に向けた啓発物を作成し不動産協会を構成する団体に提供するものとする。

2 不動産協会を構成する団体は、住宅の販売・賃貸住宅の管理、仲介等の業務の際、当該住宅等に係る世帯に対して、前項の啓発物を配布する等の方法により、自治会への加入促進活動に取り組むものとする。

3 不動産協会を構成する団体は、前項に規定する世帯が大規模分譲等の理由により相当数にわたる場合は、必要に応じて市自連及び市にその情報を提供するものとする。

4 市は、不動産協会を構成する団体及び市自連に対する連絡調整や助言等により、不動産協会を構成する団体及び市自連が行う自治会加入促進活動に協力するものとする。

5 不動産協会を構成する団体、市自連及び市は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び座間市個人情報保護条例（平成16年座間市条例第18号）その他の法令等を遵守の上、この協定に係る個人情報を取り扱うものとする。

### (協定の期間及び更新)

第3条 この協定書の有効期間は、この協定の締結日から1年間とする。ただし、当該有効期間は、この協定書の有効期間満了の1月前までに、不動産協会を構成する団体、市自連又は市のいずれからも改廃の申出がない場合、満了の日の翌日から1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### (協議)

第4条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定書に定めのない事項については、不動産協会を構成する団体、市自連及び市が協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を4通作成し、不動産協会を構成する団体、市自連及び市が署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年3月19日

相模原市南区相模大野三丁目17番18号  
公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会相模南支部

支部長 佐藤 明三郎 

相模原市中央区矢部一丁目3番15号103  
公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部相模原支部

支部長 加藤 勉 

座間市緑ヶ丘一丁目1番1号  
座間市自治会総連合会

会長 渡辺 了 

座間市緑ヶ丘一丁目1番1号  
座間市

市長 遠藤 三紀夫 